

第2期（平成23年度～平成27年度）

恵庭市地域福祉計画

平成23年8月
北海道恵庭市

目次

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と目的	1
2. 計画の位置づけと個別計画との関連	1
3. 他の個別計画との関係	2
4. 計画の期間	3
5. 計画の推進体制	3
6. 地域福祉計画の体系	5

第2章 地域福祉を取り巻く現状

1. 人口の推移と人口構造	8
2. 障がいのある方の状況	10
3. 出生の状況	11
4. 人口の将来動向	12

第3章 計画の基本理念と施策の方向性

1. 基本理念	14
2. 基本目標	14

第4章 計画の具体的内容

<基本目標1 基本理念の共有化による地域福祉の推進を図ります>

① 福祉理念の共有化の推進	16
② 福祉教育の推進	16

<基本目標2 地域における福祉サービスの適切な利用を促進します>

1. 福祉に関する相談体制の充実

① 相談窓口体制と機能の充実	17
② 地域での相談機能の充実	17
③ 情報提供の充実	18

2. 地域福祉のネットワークの構築

① 相談機関のネットワーク化の推進	18
② 包括ケア会議の開催	18
③ 子どもや高齢者などへの虐待防止とDV防止の推進	18
④ 患庭市SOSネットワーク	19
⑤ 成年後見ネットワーク	19

3. 福祉サービスを安心して利用できるシステム

① 権利擁護の充実と成年後見制度の活用	19
② 第三者評価と自己評価の促進	19
③ 苦情相談と解決方法の周知	20
④ 個人情報の適切な取扱いの促進	20
＜基本目標 3 地域における社会福祉事業の健全な発達を促します＞	
1. 福祉サービス事業の育成	
① 福祉事業への参入促進に向けた情報提供	21
② シルバー人材センター活動の促進	21
2. 福祉を担う人材の育成	
① 福祉サービスを担う人材の育成	21
② 福祉人材の確保	22
＜基本目標 4 地域福祉に関する活動への市民参加の促進を図ります＞	
1. 恵庭市社会福祉協議会との連携の強化	
① 社会福祉協議会との連携強化と地域福祉実践計画との連携	23
2. 民生委員児童委員活動の推進	
① 民生委員児童委員活動の推進	23
3. 地域の力による福祉活動の推進	
① 積極的な地域の力による活動への支援	24
② 地域福祉活動のネットワーク化の促進	24
③ 市民の集える場所づくり	25
④ 公私協働の推進	25
⑤ 世代間の交流促進	25
⑥ 地域の人的資源の有効活用	25
⑦ 新しいコミュニティ創りの促進	25
⑧ 掲示板や回覧板等の積極的な活用	25
4. ボランティアとNPOなどによる地域福祉活動の促進	
① ボランティアセンターの機能強化	26
② ボランティア活動の推進	26
③ NPO活動の支援	26
＜基本目標 5 これからもこのまちで暮らしていきたいと思える施策を推進します＞	
1. 魅力あるまちづくり	
① 子育て支援のまち	27
② 花のまち 恵庭	27
2. 福祉でまちづくり	
① ユニバーサルデザインのまちとバリアフリーの推進	28
② 交通環境の整備	28

③	きれいなまちづくりの推進	28
④	就労情報提供と支援	28
3.	災害時などに備えたまちづくり	
①	災害時要援護者の支援	29
4.	安全で安心なまちづくり	
①	地域の防犯活動の推進と防犯体制の充実	29
第5章 計画の推進に向けて		30
＜資料＞		
1.	地域福祉懇談会の内容について	31
2.	第1期恵庭市地域福祉計画の実施状況及び実施状況に係る意見等について	34

第 1 章 第 2 期恵庭市地域福祉計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と目的

少子高齢化や核家族化の急速な進行により、私たちの取り巻く社会状況が大きく変化しています。また、個人の価値観・ライフスタイルが多様化し、かつての伝統的な地域コミュニティで培われてきたお互いの助け合いの精神が薄れ、人と人とのつながりが希薄になっています。

一方、地域で支援や福祉サービスを受ける方は増加しており、そこに住む人たちが、安心して生き生きとした生活を送ることができる地域社会が求められています。公的福祉サービスでは、受けるサービスが不足している一方、公的サービス利用に自らつながらない方への対応が必要な状況になっています。こうしたことから、サービス供給者としての行政・事業者が、必要とするサービスを適切に供給する必要があると同時に、行政や事業者のみならず、市民同士の自主的な支え合いや助け合いが必要となります。

今後も安心して地域での暮らしが続けられるよう、地域社会全体での取り組みを進めるため、平成 18 年 3 月に「第 1 期恵庭市地域福祉計画」を策定しました。

「第 1 期恵庭市地域福祉計画」は平成 18 年度から平成 22 年度までを計画年度とし、地域福祉の推進に向けて施策を展開してきましたが、地域社会を取り巻く状況はいぜん変わることなく推移しており、地域福祉向上のためには、今後も様々な取り組みを推進していかなければなりません。このことから、第 1 期計画を踏襲し、さらに地域福祉向上のための取り組みを引き続き進めるため、第 2 期計画を策定します。

2. 計画の位置づけと個別計画との関連

この計画は、社会福祉法第 107 条に基づく「市町村地域福祉計画」として位置づけられています。行政が策定する各個別計画によるサービスの供給と、事業者及び市民の自主的活動がお互いに連携しあう中で、地域福祉の推進を図ろうとする計画です。

＜社会福祉法（抄）昭和 26 年法律第 45 号＞

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者

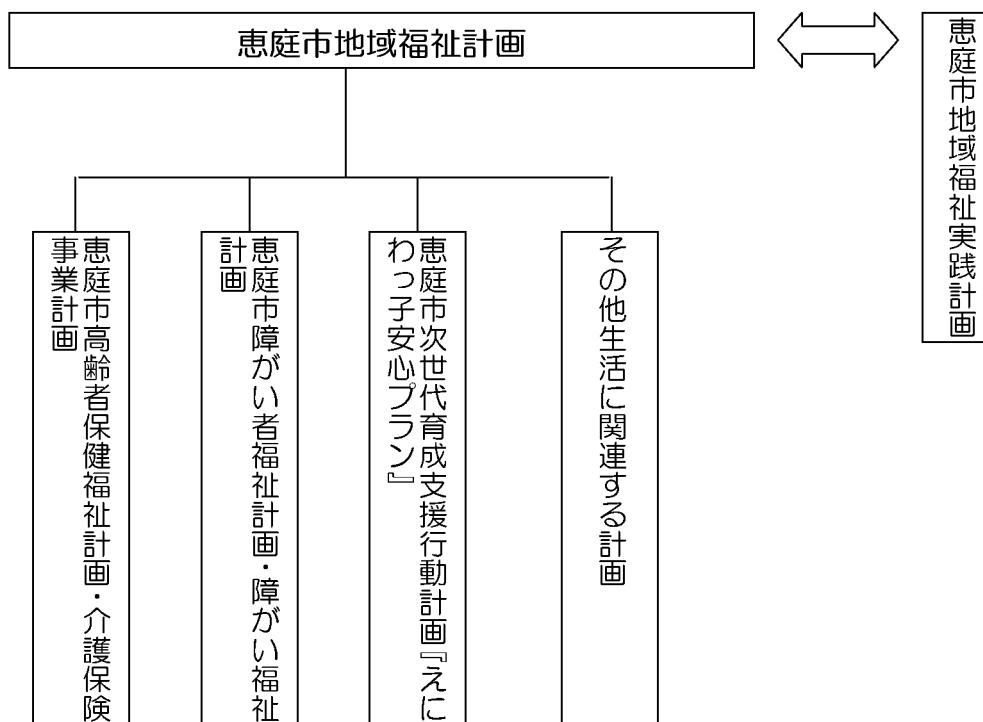
の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- (1) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (2) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (3) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事業

この計画では、個別計画が定める具体的な施策を実現することにより、地域社会全体の福祉が増進されることを目的としています。従って、地域福祉計画は、個別計画に共通する理念を相互につなぐ役割を果たしながら、地域福祉の推進が図られるよう、福祉の理念の実現を図る計画であると位置づけています。

3. 他の個別計画との関係

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障がい者福祉計画・障がい福祉計画、次世代育成支援行動計画などの個別計画は、高齢者・障がい者・子どもといった対象ごとの施策を計画の領域としているのに対し、地域福祉計画は、これらの計画に基づく施策を総合的に推進する上での理念をその内容としています。



- ※1 高齢者に関する計画として、「恵庭市高齢者保健福祉計画・恵庭市介護保険事業計画」を策定しています。恵庭市における高齢者施策の基本的な考え方や目指すべき取り組みを総合的かつ体系的に整え、高齢者福祉並びに介護保険事業の方向性を示すとともに、介護保険事業の安定的運営を目的とした計画です。
- ※2 障がい者に関する計画として、「恵庭市障がい者福祉計画・障がい福祉計画」を策定しています。「障がい者福祉計画」は、「障害者基本法」に基づく市町村計画で、障がい者のための施策に関する基本的な事項について定めたものです。「障がい福祉計画」は、「障害者自立支援法」に基づく市町村計画で、同法で定める障害福祉サービス等の必要量や確保の方策等について定めた計画です。
- ※3 子どもに関する計画として、「恵庭市次世代育成支援行動計画『えにわっ子安心プラン』」を策定しています。「次世代育成支援対策法」に基づく市町村行動計画であり、子どもと子育て家庭を取り巻く環境に応じ、子どもの成長と子育てを地域が一体となって支援し、安心して子どもを産み育てることができるよう総合的・計画的な施策について定めたものです。
- ※4 その他生活に関連する計画としては、高齢者や障がいのある方の移動や施設利用の安全性向上のため、公共交通機関、建築物、公共施設などのバリアフリー化を定める「恵庭市バリアフリー基本構想」、犯罪や交通事故のない、安全に安心して暮らせる地域社会の実現を目指す「恵庭市安全で安心なまちづくり推進計画」など、市民の暮らしに直結した各種計画を策定しています。
- ※5 地域福祉実践計画は、恵庭市社会福祉協議会が策定する計画で、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、福祉機関・団体・ボランティア等がともに行動し、支えあう社会を実現することを目指した計画です。

4. 計画の期間

この計画は、平成 23 年度（2011 年度）から、平成 27 年度（2015 年度）までの 5 年間とします。

なお、この計画に対する実施状況・検証については中間年（平成 25 年）行い、その結果を公表することとします。

5. 計画の推進体制

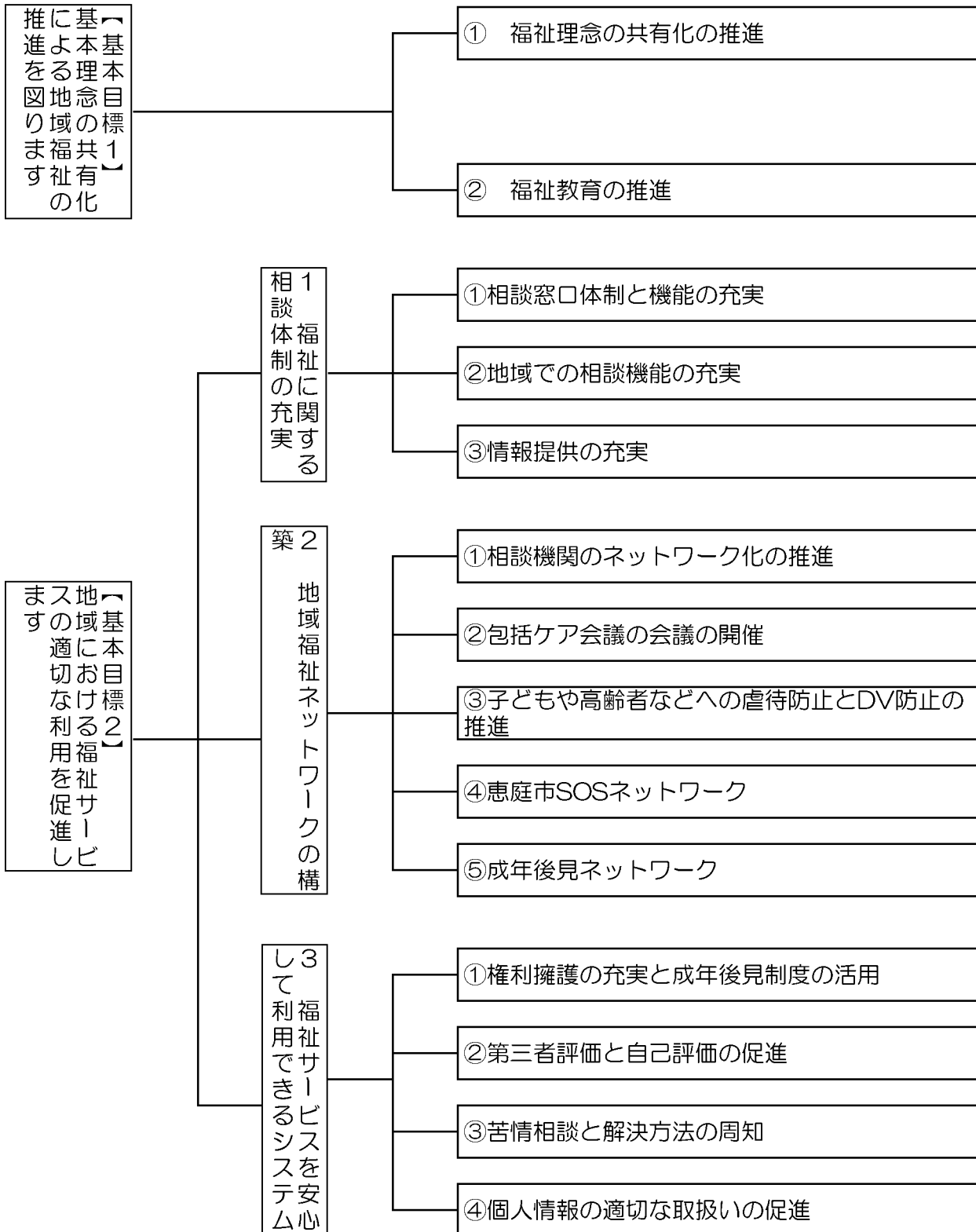
- ① 恵庭市社会福祉推進会議

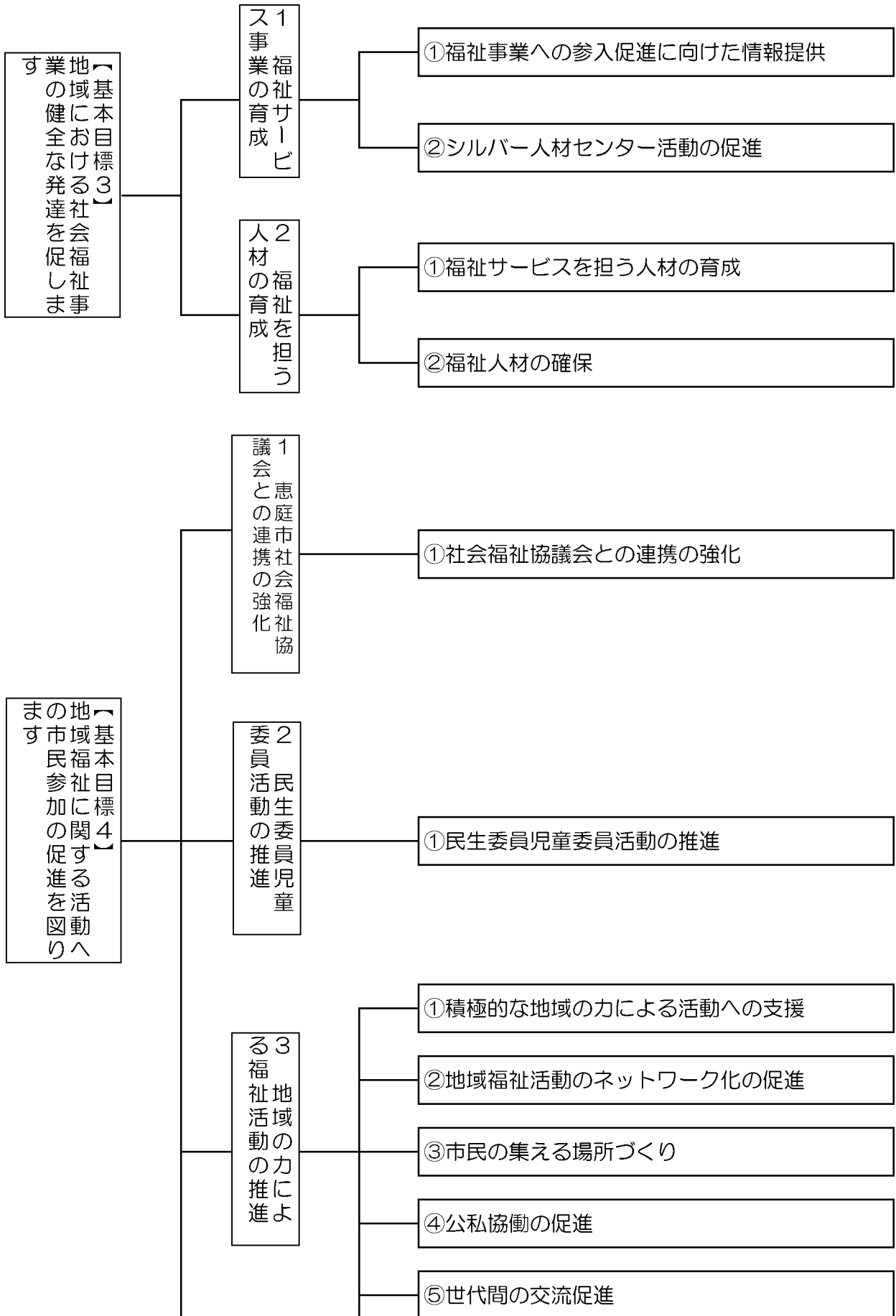
保健福祉部長を委員長とした庁内組織（委員は関係課長職）により、行政内部の調整や情報の共有化を行うとともに、進捗状況について検討を行います。

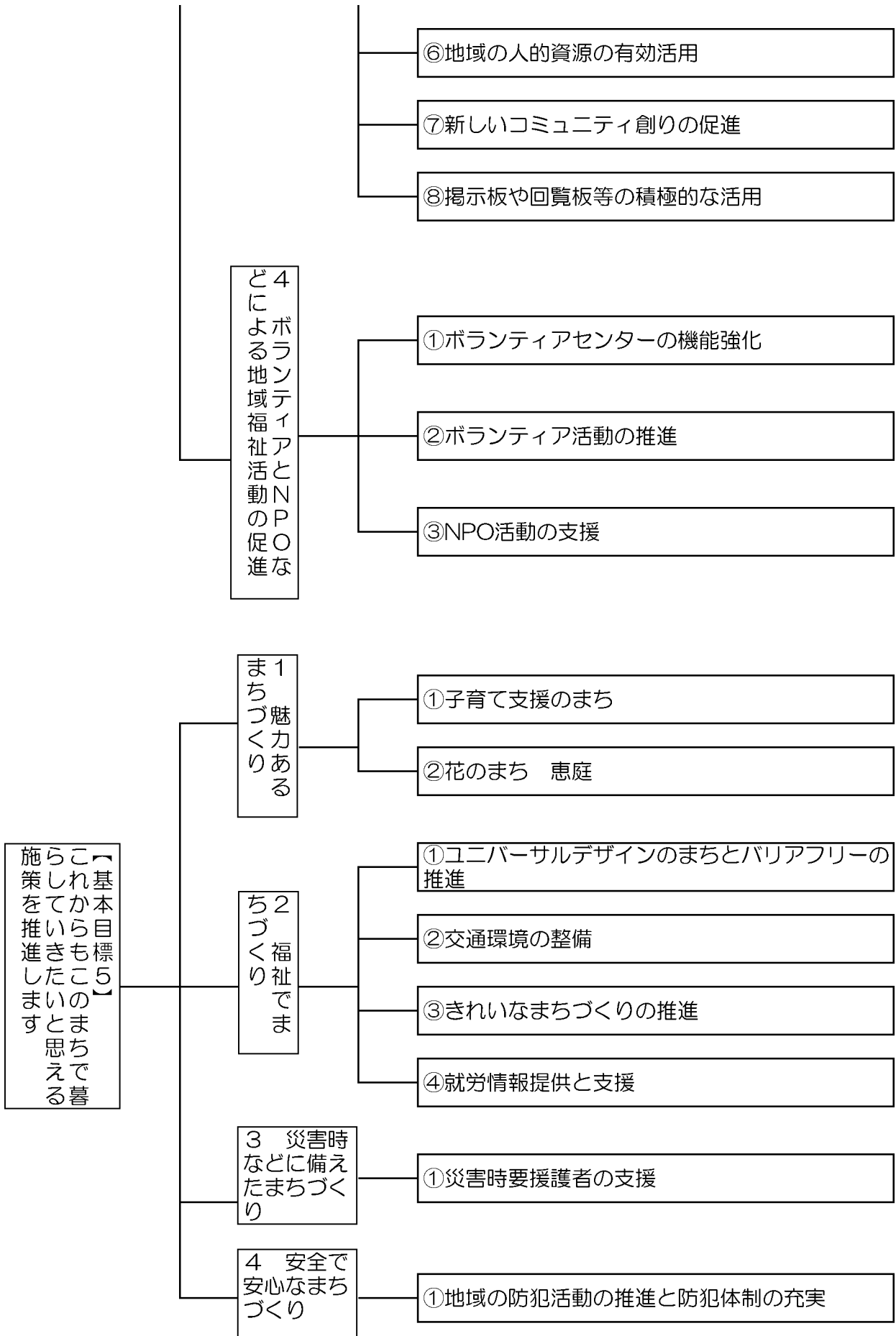
② 恵庭市社会福祉審議会

恵庭市社会福祉審議会条例（平成 17 年条例第 8 号）により設置した市の附属機関です。この委員は、行政以外の団体から推薦を受けた委員と公募委員で構成されており、計画の進捗状況等について確認を行っております。

6. 地域福祉計画の体系







第2章 地域福祉を取り巻く現状

<統計データから見る恵庭市の現状>

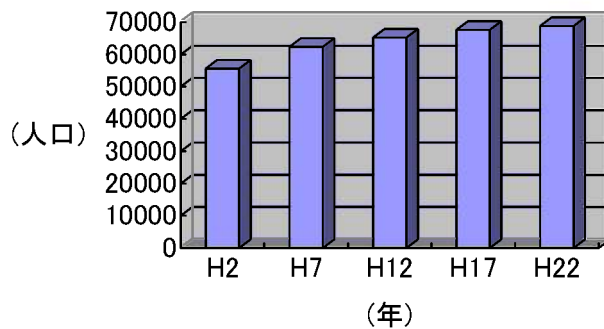
1. 人口の推移と人口構造

(1) 人口の推移等

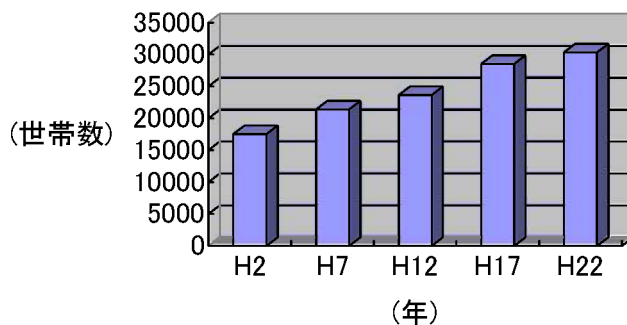
人口・世帯数とも増加していますが、近年では増加割合が減少傾向となっています。また、世帯内の人数は減少傾向にあり、核家族化が進行していることがうかがえます。

※人口と世帯数の推移（棒グラフ） 出典；H2～H17 国勢調査、H22は10月末（市民課）

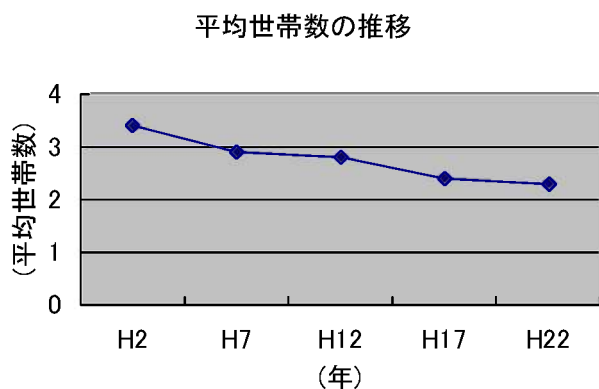
人口の推移



世帯数の推移

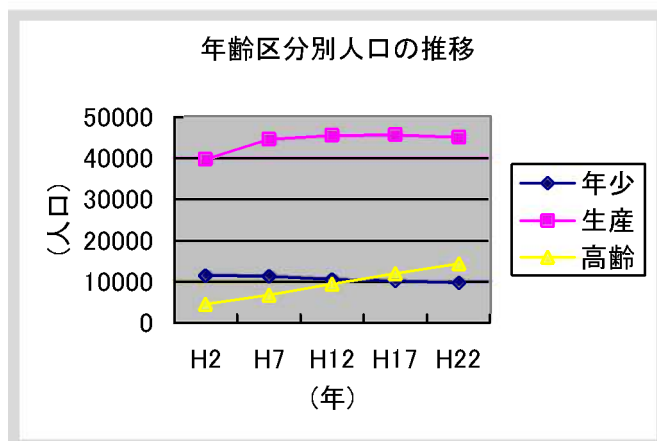


(2) 平均世帯数の推移 出典；H2～H17 国勢調査、H22 は 10 月末（市民課）

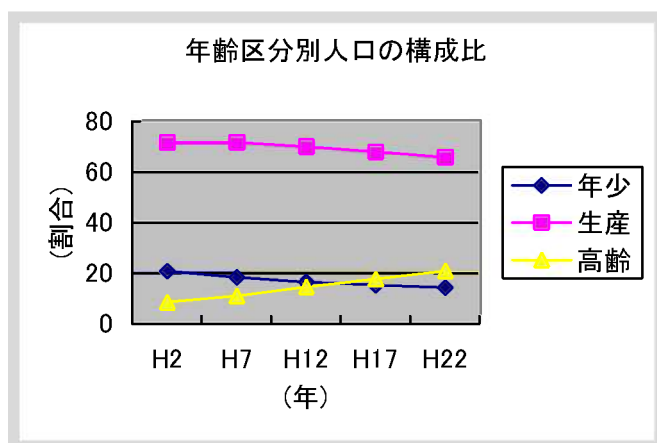


(3) 年齢（3 区分）別人口の推移 出典；H2～H17 国勢調査、H22 は 10 月末（市民課）

年少人口は、平成 2 年をピークに減少傾向となっている一方、高齢者人口は増加を続けており、本市においても少子高齢化の傾向にあるといえます。



(4) 年齢（3 区分）別人口の構成比 出典；H2～H17 国勢調査、H22 は 10 月末（市民課）

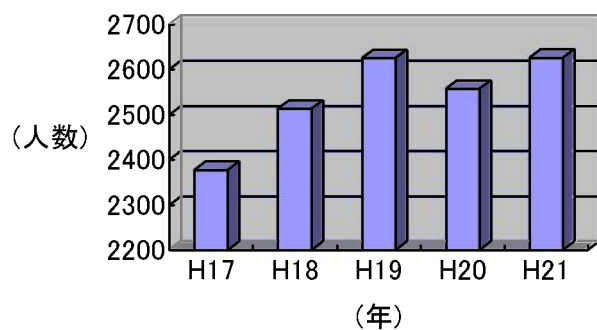


2. 障がいのある方の状況

障がいのある方の人数は、年々増加する傾向にあります。

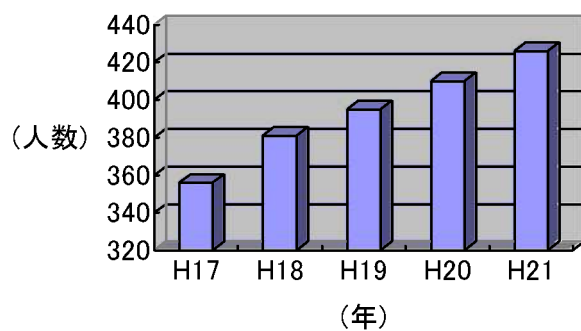
(1) 身体障がいのある方の人数 出典；障がい福祉課

身体障がいのある方の人数



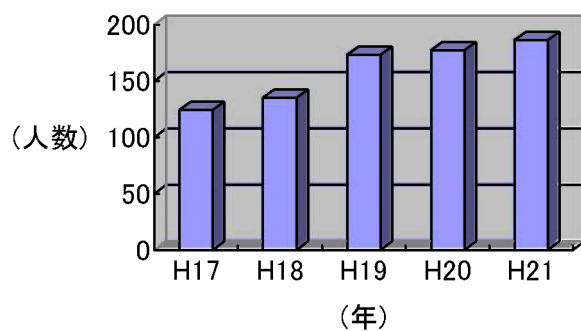
(2) 知的障がいのある方の人数 出典；障がい福祉課

知的障がいのある方の人数



(3) 精神障がいのある方の人数 出典；障がい福祉課

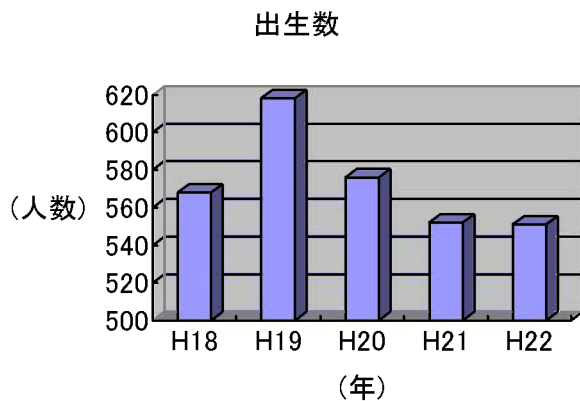
精神障がいのある方の人数



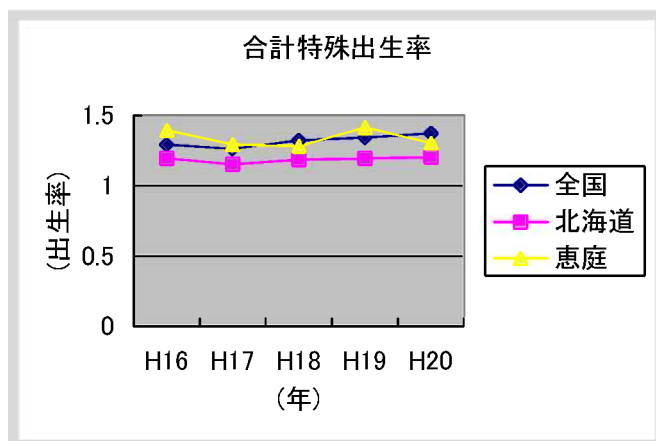
3. 出生の状況

出生数は、平成 19 年をピークに減少傾向にあります。合計特殊出生率は、恵庭市においては全国平均を上回っていますが、減少傾向にあります。なお、平成 19 年に 1.41 に上昇しましたが、一時的な傾向と想定されています。

(1) 出生数 出典；市民課



(2) 合計特殊出生率 出典；子ども家庭課

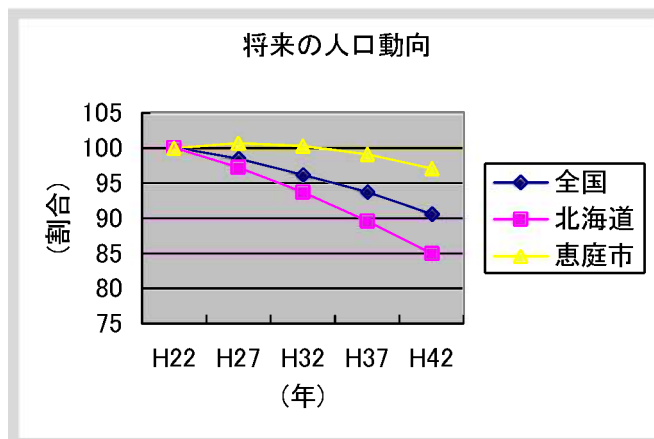


4. 人口の将来動向

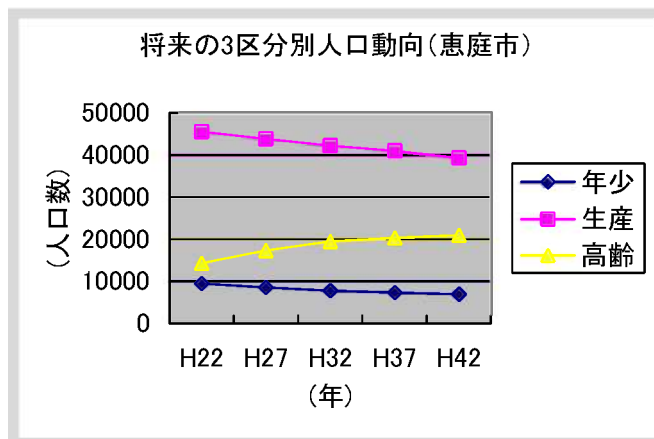
国立社会保障・人口問題研究所が発表した将来の人口推計によると、平成42年（2030年）には、高齢者人口が31.8%になると予測されており、高齢化の進行が進むこととなります。一方、恵庭市においても、高齢者人口が31.1%と予測され、全国的な傾向が恵庭市においても現れています。

(1) 人口の将来動向 出典；国立社会保障・人口問題

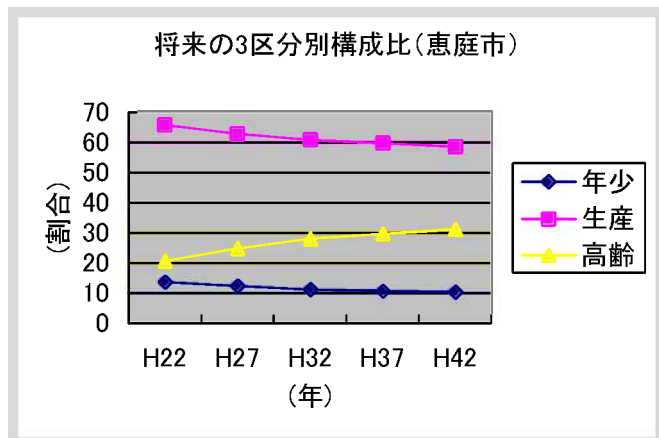
※H22を100とした場合の割合



(2) 恵庭市の年齢3区分別人口動向 出典；国立社会保障・人口問題研究所



(3) 恵庭市の年齢3区分別構成比 出典；国立社会保障・人口問題研究所



第3章 計画の基本理念と施策の方向性

1. 基本理念

『人にも花にも まごころこめて みんなで育てるやさしいまち えにわ』

まごころをこめて、花を育て、人を育てる。子どもから高齢者まで、すべての人が住みなれた地域で安心した生活をおくるために、一人ひとりが思いやりの気持ちを持ち、支援を必要としている人たちと共に生き、支えあう社会の実現をめざします。

基本理念は、第1期恵庭市地域福祉計画の策定にあたり、ワークショップメンバーが地域福祉へのそれぞれの思いを確認し、言葉に表現したものです。

「人にも花にも」は「市民が丹精こめた花だけではなく、何気なく道端にひっそりと咲いている花や命あるもの全てに」と、「まごころ」は「笑顔で接し、常にやさしさや思いやりの心で」と、「みんなで育てる」は「コミュニケーションを図りながら、互いに助け合い、毎日が安心して暮らすことができる地域づくりを育み」と、「やさしいまちえにわ」は「小地域の活動から全市での取り組みへの展開をめざす」との思いを込めています。

この基本理念は、将来にわたって受け継がれるべきものであることから、第2期計画においても継承します。

2. 基本目標

1 基本理念の共有化による地域福祉施策の推進を図ります

基本理念を共有化するためには、まず、地域福祉についてお互いの共通理解のもと、施策を推進していかななくてはなりません。基本理念についての啓発を行うと共に、お互いができる役割について十分に理解を深める中で、地域福祉施策の推進を図ります。

2 地域における福祉サービスの適切な利用を促進します

福祉サービスを必要とする人たちが必要な情報を得て、適切なサービスを利用できることにより、安心して充実した生活がおくれるための施策を推進します。

3 地域における社会福祉事業の健全な発達を促します

福祉サービスを提供する事業者が適切な福祉サービスを提供できるための施策及び福祉人材を育成する施策を推進します。

4 地域福祉に関する活動への市民参加の促進を図ります

市民一人ひとりが、ふれあいや支えあいを自発的に行うことができるような施策を推進します。

5 これからもこのまちで暮らしていきたいと思える施策を推進します

恵庭市の目指す将来都市像である「水・緑・花 人がふれあう生活都市えにわ」を進めていくことにより、これからもこのまちで暮らしていきたいと思えるような事業を推進します。